

# 業務指示書

## カメルーン国COMIFAC諸国における生物多様性保全・利用および気候変動対策促進プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年6月24日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年6月29日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：自然環境保全分野に関する技術協力プロジェクト

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／気候変動対策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：自然環境保全分野における各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カメルーン 及びアフリカでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語（仏語が出来れば望ましい）

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 森林モニタリング】

- 1) 類似業務の経験：森林モニタリングに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カメルーン 及びアフリカでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語（仏語が出来れば望ましい）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年7月10日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(XAF1 = 0.206 円 , US\$1 = 123.96 円 , EUR1 = 135.33 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 7月14日(火) 10:00 ~ 12:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/気候変動対策  
森林モニタリング

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

37.25 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年7月24日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
  - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ②業務の実施方針等
  - ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表

カメルーン国COMIFAC諸国における生物多様性保全・利用および気候変動対策促進プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/気候変動対策	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	2.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	4.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	4.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 森林モニタリング	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

コンゴ盆地に広がる森林はアマゾンに次ぐ世界第2の森林面積を誇る熱帯雨林であり、生物多様性の宝庫ともなっている。一方で森林減少率は人口の増加に伴う地域住民の過剰利用による森林減少や違法伐採による森林劣化等によって近年 0.09%/年（1990-2000）から 0.17%/年（2000-2005）（世銀 2013）へと加速している。森林減少、森林劣化等に起因した温室効果ガスの排出については、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書（2013年）において全温室効果ガスの排出量のうち11%を占めることが報告され、地球温暖化対策としての森林保全の重要性が認識されている。また、熱帯林は生物多様性の高い地域であり、様々な生物の生息地を保全することの重要性は国連生物多様性条約前文にても述べられているとおりである。このように、地球温暖化対策や生物多様性保全の観点からの森林保全の重要性が国際的に益々高まってきているものの、コンゴ盆地においては前述したとおり、森林減少率は加速している。

これに対処するため、域内各国は個々に努力してきたが、十分な対応を取ることは困難であった。このため、コンゴ盆地に位置する中部アフリカ諸国では中部アフリカ森林協議会<sup>1</sup>（COMIFAC）を設立し、2005年より地域一体となって森林保全や生物多様性保全を中心とした政策強化や、組織強化の活動を行ってきているところであるが、COMIFAC自身も加盟国に対して技術面、資金面で支援ができるだけの十分なリソースを有しているとは言えず、様々なドナーの協力を得つつ、各種取り組みを進めてきた。しかしながら、気候変動対策や生物多様性保全・利用分野については依然として人的リソースが不足しており、有効な手立てが講じられていない。このため、本プロジェクトは、気候変動対策や生物多様性保全など各分野に設置されたワーキンググループ（以下「WG」）を含む COMIFAC 事務局および加盟各国の調整官の能力強化を通して中部アフリカ地域における森林保全、生物多様性保全の推進を図るものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

COMIFAC 諸国における生物多様性保全・利用及び気候変動対策プロジェクト

#### (2) 上位目標

COMIFAC 加盟国において森林生態系の保全及び持続的管理が促進される。

#### (3) プロジェクト目標

COMIFAC の組織能力強化を通じて収束計画<sup>2</sup> の実施が促進される。

<sup>1</sup> COMIFAC：中部アフリカ森林協議会（Commission des Forêts d' Afrique Centrale）ブルンジ、カメルーン、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、中央アフリカ、ガボン、赤道ギニア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、チャドの10ヶ国からなる地域組織

<sup>2</sup> COMIFAC 収束計画：COMIFAC を通じて加盟国全体の森林生態系管理および造林、生物多様性保全、森林資源の持

#### (4) 期待される成果

- 1) 気候変動対策ワーキンググループ (GTCCC) および森林ガバナンスワーキンググループ (GTFG) の活動が強化される。
- 2) 生物多様性保全ワーキンググループ (GTBAC) の活動が強化される。
- 3) COMIFAC 各国調整官の活動が強化される。

#### (5) 活動の概要

##### 【成果 1) に関する活動】

- 1) 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) に関連する事項について関連会議の場での COMIFAC の交渉能力を強化する。
  - 1)-1 GTCCC や気候変動問題に関連する会議に対し、技術的支援を行う。
  - 2) GTFG や森林ガバナンスに関連する会議に対し、技術的支援を行う。
  - 3) 森林資源モニタリングに関する COMIFAC 加盟国の能力強化を行い、収束計画 (2015-2025) の実施目標 2.1.2<sup>3</sup>あるいは実施目標 4.1.2<sup>4</sup>に貢献する。
- 3)-1 COMIFAC 加盟国の森林資源モニタリングにおける共通ニーズと不足点を明らかにする。
- 3)-2 関連する JICA 協力の知見・経験、たとえば、ALOS-2<sup>5</sup>の利用可能性や森林インベントリーを活用しつつ、上記 3)-1 の結果に基づき、研修教材を含む研修計画を作成する。
- 3)-3 中部アフリカ地域の既存の研修体制の活用を通じて上記 3)-2 に基づき、研修を実施する。
- 3)-4 関連する地域イニシアチブ (森林インベントリー地域ガイドライン作成を含む) に反映させるため、活動 1.3.3 の結果を取りまとめる。

##### 【成果 2) に関する活動】

- 1) GTBAC の活動実施を強化する。
  - 1)-1 GTBAC や生物多様性保全に関連する会議に対し、技術的支援を行う。
- 2) COMIFAC 加盟国における名古屋議定書推進を支援するため、たとえば COMIFAC 関連機関の研修体制を活用するなどして Access and Benefit Sharing (ABS) 実施に必要な重要な技術に関する知識・スキルを習得するための研修を実施し、収束計画 (2015-2025) の実施目標 3.2.1 に貢献する。
  - 2)-1 本プロジェクトが支援すべき ABS に関する COMIFAC 加盟国の共通ニーズと不足点を明確にする。
  - 2)-2 共通ニーズと不足点を満たすために技術的支援を提供する (たとえばフィールドでの試料収集、ラボラトリーワーク、生物資源調査、生物資源データ管理等)。
- 3) 収束計画 (2015-2025) の実施目標 3.1.1、3.1.2、5.1.3<sup>6</sup>に貢献する、越境保護区

---

統的利用などの課題に関する調和と森林行政能力の強化を図るための活動計画。参考資料として配布

<sup>3</sup> 実施目標 2.1.2: 森林・野生生物資源に関する質的・量的な知見の向上

<sup>4</sup> 実施目標 4.1.2: 気候変動緩和策の開発と実施

<sup>5</sup> 陸域観測技術衛星 2 号「だいち 2 号」(ALOS-2): フェーズドアレイ方式 L バンド合成開口レーダーを搭載し、光学センサと違い、昼夜・天候の影響を受けずに観測できることが特長。

<sup>6</sup> 実施目標 3.1.1: すべての代表的な生態系における個別の自然保護区を含む越境保護区の保護エリア網の強化

#### 管理への支援

- 3)-1 既存の越境保護区管理体制をレビューし、越境保護区管理改善のため、パイロット地区と活動を選定する。
- 3)-2 選定した地区におけるパイロット活動実施計画を作成する（例：可能性のある活動は、生計向上、コミュニティの意識向上、衛星画像を用いた土地利用の変化のモニタリング、生物多様性保全など）。
- 3)-3 上記 3)-2 パイロットプロジェクト活動実施のため技術的支援を提供する。
- 3)-4 COMIFAC 加盟国間で、パイロット活動から得られた知識ならびにコンゴ盆地内のその他の関連プロジェクトから得られた知識の共有を支援する。

#### 【成果 3）に関する活動】

- 1) COMIFAC 各国調整官会議及びその他の関連会議に対し技術的支援を提供する。

#### (6) 対象地域

COMIFAC 加盟 10 ヶ国が対象地域であり、COMIFAC 事務局本部のあるカメルーン国ヤウンデ市を中心としつつ、パイロット活動を実施する。加盟 10 ヶ国の中から治安状況や現地で活動に利用できるリソースの有無等を考慮し、プロジェクト開始後早急にパイロット活動地区（少なくとも 1 カ所）や研修実施場所を選定する。

#### (7) 関係官庁・機関

中部アフリカ森林協議会（COMIFAC）

### 3. 業務の目的

「COMIFAC 諸国における生物多様性保全・利用及び気候変動対策プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る Record of Discussions (R/D) に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に貢献する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2014 年 12 月 18 日に COMIFAC 事務局と締結した R/D に基づいて実施される「COMIFAC 諸国における生物多様性保全・利用及び気候変動対策プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### 【プロジェクト実施に係る全体方針及び留意事項】

---

実施目標 3.1.2：保護区と保護区周辺部を含んだ地域の生物多様性モニタリングの確保  
実施目標 5.1.3：森林地域における雇用・収入の創出の促進

(1) 地域機関への協力の枠組み

本プロジェクトは COMIFAC 事務局が置かれているカメルーン政府との包括技術協力協定に基づき実施されるものであるが、プロジェクトの実施機関は地域機関である COMIFAC 事務局である。本プロジェクトは、地域機関を通して多国間に及ぶ広域協力を行うことをプロジェクトの枠組みとしており、プロジェクトを実施するにあたってはこの枠組みに十分留意し、加盟各国へプロジェクトの効果が波及するようプロジェクトを実施していく必要がある。

(2) 現場活動実施の枠組み

前述のとおり、本プロジェクトは COMIFAC を実施機関とした多国間協力の枠組みのもと、現場活動として COMIFAC 各国へ普及する知見を導き出すためパイロットプロジェクトや現地研修、セミナー/ワークショップ等の活動を想定している。これらの現場活動については、加盟国の中から選定された国々において対象国政府との連携により実施することとなることから、スムーズな活動が行えるよう、COMIFAC のみならず対象国政府とも綿密な調整を行いつつ活動を行ってゆくよう留意する。

(3) 現地研修実施に係る現有体制の活用

COMIFAC では関係機関である中部アフリカ森林環境教育ネットワーク (RIFFEAC) を通して自然環境保全分野における加盟国関係者の教育の強化を行っており、日本政府も RIFFEAC 傘下の教育施設に対する資機材提供教育プログラムの強化等の協力を実施している。本プロジェクトでも、同機関を活用し、カメルーンもしくは他の加盟国にて現地研修を行うこととする。また、これまでに行っている同地域における JICA 関係プロジェクトについても研修先としての連携を検討する。

(4) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

(5) 対象地域における我が国の支援プロジェクトの活用及び連携

我が国では COMIFAC 加盟国に対し、以下の協力を実施しており、これらのプロジェクトによる成果及び活動を本プロジェクトでも活用することにより効率的な協力とすることとする。

- ・カメルーン「コンゴ盆地持続的森林経営・気候変動アドバイザー」(2011-2015)
- ・カメルーン「コンゴ盆地森林生態系保全アドバイザー」(2011-2014)
- ・カメルーン（科学技術協力）「熱帯雨林とその周辺地域における持続的生業戦略の確立と自然資源管理：地球規模課題と地域住民のニーズとの結合」(2011-2016)

- ・ガボン「持続的森林経営に資する国家森林資源インベントリーシステム強化プロジェクト」(2012-2017)
- ・ガボン「野生生物と人間の共生を通じた熱帯林の生物多様性保全プロジェクト」(2009-2014)
- ・コンゴ(民)「持続可能な森林経営及び REDD プラス促進のための国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト」(2012-2017)
- ・カメルーン、コンゴ(共)、コンゴ(民)及び中央アフリカ「ITTO 連携無償資金協力“コンゴ盆地における持続可能な熱帯雨林経営と生物多様性保全のための能力強化計画”」
- ・カメルーン、コンゴ(民)、ガボン「環境プログラム無償資金協力“森林保全計画”」

#### (6) 他ドナーとの連携に留意した活動

COMIFAC に対しては GIZ、FAO、GEF<sup>7</sup>、UNEP、UNDP 等多くのドナーが協力を行っており、本事業で支援を行う森林保全分野、生物多様性保全分野についても多くのプロジェクトが実施されている。これらのプロジェクトと連携しつつ、本事業をより効率的かつ効果的になるよう、関係各機関との調整を行いつつ事業を実施する必要がある。特に森林インベントリーについては FAO が COMIFAC を対象とした域内共通森林インベントリーガイドラインの作成プロジェクトを実施しており、本プロジェクトで実施する能力強化は、同ガイドラインにも考慮し、ガイドラインの推進に寄与するプログラム内容となるよう実施するとともに、同ガイドラインに能力強化の過程で明らかになる問題点への対応が反映されるよう、FAO とも連携すること。

他ドナーの協力例

GIZ: 「COMIFAC 地域支援プロジェクト」

UNDP/GEF: 「TRIDOM 支援プロジェクト」

FAO: 「中部アフリカ国家森林モニタリング構築及び地域連携強化プロジェクト」

UNEP/GEF: 「COMIFAC 加盟国の ABS に係る名古屋議定書批准と実施支援プロジェクト」

#### (7) 各種会議への技術支援

本プロジェクトでは COMIFAC 内の WG やナショナルコーディネーター等の各種会議への技術支援を行うことを活動の一つとしている。本活動については、会議開催に対する支援にとどまらず、各会議における具体的な課題に対して、専門家としてインプットを行い、参加者の知識の向上等の成果が上がるようにする。

#### (8) 中央アフリカ共和国への協力量針

2015 年 6 月現在、我が国政府は中央アフリカ共和国における現暫定政権に対して正式な承認をしていないことから、同国に対する新規二国間援助は行わない方針としている。今後、同国で民主的プロセスの下に新政権が発足し、我が国による政府

<sup>7</sup> Global Environment Facility (GEF) / 地球環境ファシリティ: 国連気候変動枠組条約、生物多様性条約、国連砂漠化対処条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の四つの環境関連条約に関する資金メカニズムとして世界銀行(世銀)に設置されている信託基金で、世銀、UNDP、UNEP 等の国際機関が GEF の資金を活用してプロジェクトを実施する。

承認に基づく新規二国間援助の再開が決定されるまでは、本プロジェクトにおいても同政府方針に従い、同国に対して直接の専門家の派遣や資金協力、本邦への研修員の受け入れは実施しない。

一方で、本協力は地域機関としての COMIFAC への協力であり、上記直接的な支援を除く間接的な裨益が及ぶことまでは妨げない。

なお、我が国政府の方針が変更となった場合には、同方針に従うものとする。

## 【成果 2）に係る実施方針及び留意事項】

### (9) 名古屋議定書<sup>8</sup>/ABS 推進に向けた協力

本プロジェクトでは COMIFAC 収束計画に基づいて名古屋議定書/ABS の推進に向けた協力を実施する。本分野においては GIZ, UNEP/GEF, IUCN<sup>9</sup>等のドナーも協力を実施、もしくは計画を持っている。他ドナーの活動は政策、制度整備面への支援を中心に計画しており、本プロジェクトにおいては ABS の実施のための Laboratory work の強化のためのマニュアル作成と、Clearing house Mechanism (CHM) に向けた情報収集、管理等に係るマニュアルの作成を想定している。本プロジェクトではこのように ABS の実施のための技術的側面に焦点を当てた協力を実施するが、制度整備にも大きく関連してくることから、他ドナーの活動とも密接な連絡を取りつつ実施することとする。

### (10) CHM 推進に向けたマニュアル作成への既存プロジェクトとの連携

現在カメルーンで実施中の（科学技術協力）「熱帯雨林とその周辺地域における持続的生業戦略の確立と自然資源管理：地球規模課題と地域住民のニーズとの結合」（2011-2016）では、プロジェクトサイト（カメルーン 東部州 Gribe）において植物種の情報データベースを構築している。この情報の中には地域住民からの伝統的知識も含まれ、情報収集や管理等において CHM に向けた情報整備の参考とすることができることから、同プロジェクトの成果を活用することを検討する。

### (11) ABS 関連分野への短期専門家の派遣

名古屋議定書/ABS 推進については、同分野が極めて専門的であり限定された人的リソースとなることから、必要に応じて同分野におけるセミナー講師、マニュアル作成指導については別途 JICA 直営短期専門家を派遣することとする。コンサルタントは同短期専門家と綿密な連携を取り業務を遂行することし、また JICA 地球環境部担当者と調整の上、短期専門家の受け入れ時期を確定し、受け入れの支援を行う。

### (12) 越境保護区 (Transboundary Protected Area) の管理体制強化

本プロジェクト成果 2. にあがる越境保護区管理の強化については、カメルーン、

<sup>8</sup>名古屋議定書：正式名称「遺伝資源の取得の機会 (Access) 及びその利用から生ずる利益 (Benefit) の公正かつ衡平な配分 (Sharing) に関する名古屋議定書」遺伝資源の利用から生じた利益を公正かつ衡平に配分することによって、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献することを目指す。

<sup>9</sup> International Union for Conservation of Nature (IUCN) / 国際自然保護連合：1948年に設立された国家、政府機関、非政府機関で構成された国際的な自然保護機関



コンゴ共和国、ガボンの三ヶ国にまたがる TRIDOM 越境保護区をパイロット対象地域とすることで COMIFAC と合意した。

COMIFAC の定義する越境保護区とは各国の定める自然保護区とその周辺部の非保護区を大きく包括的に管理する概念である。

本プロジェクトにおいては同越境保護区のカメルーン内の自然保護区（バッファゾーンを含む）を対象サイトとし、同地域の保護区管理組織（UTO：Technical Operation Unit）の強化を実施し、その取組を他の保護区管理にも活用できるように Reference Book として取り纏め、GTBAC にて承認を得る。なお、この保護区管理手法については TRIDOM 全体の越境保護区管理体制とも整合性をとる必要があり、UNDP/GEF の実施する TRIDOM Project<sup>10</sup>とも調整し、また同様の保護区管理組織がガボン側 Minkebe 国立公園、Ivindo 国立公園にも設立されていることから、これらの管理組織の取り組みも参考にしつつ、取りまとめることとする。

また、同保護区管理組織の強化を行う上で、実際に目指す体制の有効性の実証、及び改善強化のため、ケーススタディーとしてカメルーン内保護区周辺住民の生計向上活動等の小規模なパイロットプロジェクト活動を行うこととし、その成果についても前述 Reference Book に含めることとする。

#### (13) パイロットプロジェクトの位置づけ

上述パイロットプロジェクトについては、そこから導き出される教訓を COMIFAC 加盟各国へ参考例（Reference Book）として示すこととしていることから、実施するパイロットプロジェクト内容は、各国に対して普遍的な課題であることが望ましく、また、それらの国々の技術レベル等の実情に合った解決手段を導き出す必要があることに留意し、選定を行うこととする。

#### (14) パイロットプロジェクトの実施方法

パイロットプロジェクトの実施の方法については、現地の NGO に委託する、もしくは先方政府と協働して行う方法が考えられる。どちらの方法が適切であるかは、プロジェクト実施過程において、現地リソースやパイロットプロジェクトサイトのコミュニティ事情を調査の上、判断、選択することとする。

#### 【その他留意事項】

##### (15) プロジェクトのモニタリング、進捗報告

本プロジェクトでは、6 カ月に一度の頻度で、専門家と先方実施機関が共同で Monitoring Sheet を作成し、JICA に提出することにより、定期的なプロジェクト進捗モニタリングを実施することとする。

また、COMIFAC の年度に合わせ、毎年 12 月に前年度の活動をまとめ、次年度計画を入れた進捗報告書を専門家と先方実施機関が共同作成し、JICA に提出することとする。

##### (16) 安全対策

<sup>10</sup> TRIDOM Project: Global Environment Facility (GEF) の資金により UNDP が実施する TRIDOM 地域の生態系と面的な連続性、及び保護区と保護区間を包括的に保全することを推進する計画

安全対策に関する JICA 事務所からの指示に従うとともに、JICA が設定する安全管理基準を厳守する。また、本事業実施者としても、日常的に治安情報の収集に努める必要がある。

また、プロジェクト事務所を設置するカメルーンから他の COMIFAC 加盟国への出張については、事前に必ず JICA カメルーン事務所へ申請することとする。

なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。

## 6. 業務の内容

### (1) ワーク・プランの作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査団覚書 (M/M) や R/D 等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン (仏文) に取りまとめる。

同レポートを基に、COMIFAC 事務局関係者、関連分野ドナー等と協議、意見交換し、ワーク・プランとして COMIFAC 事務局と合意する。

### (2) 各種現況調査

以下の項目に係る各種ベースライン調査を計画し、調査を実施する。

なお、調査実施については、現地再委託を認める。

#### 1) 森林モニタリングに係る現況調査

- ① 加盟各国の森林モニタリング体制の現状
- ② 加盟各国における森林モニタリング、森林保全に係る国家戦略、法律
- ③ 加盟各国における教育機関の有無、教育カリキュラム、設備
- ④ RIFFEAC の森林モニタリング分野における教育プログラムの現状

#### 2) ABS に係る現況調査 (Laboratory Work)

- ① 加盟各国の名古屋議定書/ABS を含む生物多様性保全分野に係る批准や国家戦略策定等の取り組み状況
- ② 名古屋議定書を批准しているガボン、ルワンダ、ブルンジ、コンゴ民主共和国及び生物多様性保全国家戦略を有する加盟国の中から 2-3 ヶ国を選び、ABS 実施に関連する研究施設の能力確認
- ③ GIZ、GEF、IUCN 等他のドナーによる協力進捗状況

#### 3) ABS に係る現況調査 (CHM)

- ① 加盟各国における CHM の取り組み状況

#### 4) TRIDOM 越境保護区管理現況調査

- ① TRIDOM 越境保護区に含まれる各自然保護区における管理体制の現況
- ② UNEP/GEF による TRIDOM プロジェクト フェーズ 1 の結果分析
- ③ UNEP/GEF による TRIDOM プロジェクト フェーズ 2 の計画及び進捗確認
- ④ 保護区設置による周辺住民への影響
- ⑤ カメルーン内自然保護区周辺地域の中からパイロットプロジェクト候補地を選び、その地域における住民の生計手段、経済状況等社会状況の現状

### 【成果 1) に関する活動】

#### (3) GTCCC の活動支援

GTCCC の毎年度の年間活動計画を確認し、他ドナーの支援計画とも調整の上、具

体的な支援項目と活動計画を確定し、実施する。なお、GTCCC の活動は主に気候変動枠組条約に係る世界的な議論の中に COMIFAC として統一した見解をインプットしてゆくことにあり、その為の方針確定、メンバーの能力向上のための具体的な支援業務が求められる。

(4) GTFG の活動支援

GTFG の毎年度の年間活動計画を確認し、他ドナーの支援計画とも調整の上、具体的な支援項目と活動計画を確定し、実施する。なお、GTFG の活動は加盟国の森林ガバナンスに関連する能力強化を目的としており、その為のメンバーの知識の向上のための具体的な支援業務が求められる。

(5) 森林資源モニタリング強化支援

上記(2)各種現況調査1)森林モニタリングに係る現況調査の結果を分析し、各国の森林モニタリング強化のための共通ニーズを明らかにする。また現地でのリソースを分析し、ニーズを満たすための全プロジェクト期間に関する研修計画を作成する。なお、既存の教材を活用することを前提にしつつも、必要に応じて教材の作成や改善の計画を作成する。研修の回数は年間2回程度とし、研修リソースについては RIFFEAC や日本による関連分野への二国間協力の現場の活用を優先して検討する。

(6) 研修の実施

前述研修計画に基づき、教材作成も含め実施する。

(7) 研修から得られた知見の地域ガイドラインへの反映

研修から得られた知見を、関係機関との協議を通して、COMIFAC が FAO とともに進める地域森林インベントリーガイドラインの作成に反映させる。

【成果2)に関する活動】

(8) GTBAC の活動支援

GTBAC の毎年度(1月~12月)の年間活動計画を確認し、他ドナーの支援計画とも調整の上、具体的な支援項目と活動計画を確定し、実施する。なお、GTBAC の活動は主に生物多様性条約に係る世界的な議論の中に COMIFAC として統一した見解をインプットしてゆくことにあり、その為の方針確定、メンバーの能力向上のための具体的な支援業務が求められる。

(9) ABS 推進に向けたニーズの分析

上記(2)各種現況調査2)ABSに係る現況調査(Laboratory Work)の結果を分析し、各国の名古屋プロトコール/ABS 推進に関する現状、研究施設等の状況・能力、他ドナーの協力状況を把握する。

(10) Laboratory Work に係る能力強化マニュアルの作成

上記(9)分析結果に基づき、調査対象国を例として COMIFAC 加盟国がそれぞれの国で ABS を実施するために必要な Laboratory Work に関する能力強化のマニ

アルを作成する。

(11) Laboratory Workに係る能力強化のための研修の実施

調査国の中から妥当な研究施設を選び、上記マニュアルにのっとり分析手法等についての研修やセミナーを加盟国の同分野実務者に対し実施し、その結果をマニュアルの改訂にフィードバックする。なお研修の回数は年間1-2回程度とする。

(12) Laboratory Workに係る強化マニュアルの確定

上記にて実施した活動をとおして作成・改善したLaboratory Work マニュアルをGTBAC 会議において承認されるよう、GTBAC 担当者を支援する。さらに、確定したマニュアルを各国へ普及するためのセミナー/ワークショップを開催する。

(13) CHM 構築に向けたニーズの分析

上記(2)各種現況調査3)ABSに係る現況調査(CHM)の結果を分析し、COMIFAC 加盟国がそれぞれの国で適切にCHMを構築するためのニーズを把握する。

(14) CHM 構築のためのマニュアルの作成

上記(13)分析結果に基づき、各国がCHMを推進するために必要な情報収集、情報管理、情報公開等の活動についての手続きを定めたマニュアルを作成する。

(15) CHM 推進のための能力強化研修の実施

上記マニュアルにのっとり活動のための研修やセミナーを加盟国の同分野実務者に対し実施し、その結果をマニュアルの改訂にフィードバックする。なお研修の回数は年間1-2回程度とする。

(16) CHM 構築のための能力強化マニュアルの確定

上記にて実施した活動をとおして作成・改善したCHM構築推進マニュアルをGTBAC 会議において承認されるよう、GTBAC 担当者を支援する。さらに、確定したマニュアルを各国へ普及するためのセミナー/ワークショップを開催する。

(17) 越境保護区管理体制に関する現状分析

上記(2)各種現況調査4)TRIDOM越境保護区管理現況調査の結果を分析し、同地域における問題点等を明らかにする。

(18) 越境保護区管理体制に関する方針策定

上記(17)の分析結果を基に越境保護区管理のあるべき体制についてCOMIFAC及びTRIDOM Project関係者と協議、その体制を確定する。

(19) 越境保護区管理体制強化に関する活動の実施

上記(18)で確定した体制に向けて強化活動方針を定め、その実施のための活動計画を策定、COMIFACと合意し、活動を実施する。

(20) 越境保護区管理体制強化に関する活動からの知見の取り纏め

上記にて実施した活動から得た知見から越境保護区管理体制に係る推奨事例を Reference Book として取り纏める。

(21) 越境保護区管理体制強化に向けたパイロットプロジェクト及びサイトの確定  
上記(18)で確定した管理体制の強化に向けて、実際にその枠組みの有効性を実証するため、小規模な生計向上パイロットプロジェクトを同管理体制の下で実施する。パイロットプロジェクトの実施にあたっては生計向上活動の好事例のモデルともなるように留意し、パイロットプロジェクトの内容、及びサイトについて、COMIFAC 及び対象国であるカメルーン政府関係機関とも協議の上、確定する。

(22) パイロットプロジェクトの実施

選定されたパイロットプロジェクトについて、その詳細な実施計画をカメルーン政府実施機関と合意の上、活動を実施する。実施に際しては、関係者の事業実施能力向上及び事業の質を確保するために必要な技術支援を行う。

パイロット事業の詳細デザイン及び実施については、現地再委託を認める。

(23) パイロットプロジェクト成果の取り纏め

上記にて実施した活動から得られた知見を生計向上活動に係る優良事例として上記(20)Reference Book に加える。

(24) Reference Book の承認

上記(20)(23)により取り纏めた Reference Book を GTBAC 会議において承認されるよう、GTBAC 担当者を支援する。さらに、確定した Reference Book を TRIDOM 以外の越境保護区へ普及するためのセミナー/ワークショップを開催する。

【成果3)に関する活動】

(25) 各国調整官(CNC)に係る状況の確認

各国の CNC の配置状況、自然環境分野への理解度、ニーズ等を確認・分析の上、CNC の毎年度の年間活動計画や他ドナーの支援計画とも調整し、具体的な支援項目と活動計画を確定し、実施する。なお、本プロジェクトの成果を各国に普及させるためには CNC の果たす役割が大きいため、本プロジェクトの成果 1.2. も考慮した具体的な支援内容とすること。

(26) プロジェクト業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。

【全契約期間を通じての業務】

(27) 情報共有のための会議の開催(プロジェクト調整会議を含む)

多様なステークホルダーとプロジェクトの進捗にかかる情報を共有するため、プロジェクト調整会議を含む関係者の情報共有会議を定期的に開催する。

(28) 本邦研修の計画・実施

現地研修では困難もしくは本邦で行う方が効果的と思われる分野については、COMIFAC事務局と実施計画を合意の上、本邦での研修を実施する。なお、その規模は毎年度1回、研修員5名、期間3週間程度として、実施する。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、プロジェクト業務完了報告書とし、(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文：4部 CD-R：1枚
ワーク・プラン	業務開始から約3ヵ月後	仏文：10部 CD-R：1枚
Monitoring Sheet	案件着手後、1ヵ月後に提出。以後、6ヵ月ごとに提出。	和文：4部 仏文：10部
プロジェクト業務進捗報告書	2016～2019年の毎年12月 (COMIFACの年度に合わせて作成)	各進捗報告書について以下のとおり。 和文：4部 仏文：10部 CD-R：1枚
プロジェクト業務完了報告書	契約終了時	和文：4部 仏文：10部 CD-R：1枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

#### 1) ワーク・プラン記載項目(案)

- ① プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- ⑤ PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- ⑥ モニタリングシート
- ⑦ 業務フローチャート
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与負担事項

⑩ その他必要事項

2) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目 (案)

- ① プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- ② 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- ④ モニタリングシート
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑥ 次期活動計画 (進捗報告書のみ)

添付資料 (和文に添付する資料は英文でも構わない。)

- (ア) PDM (最新版、変遷経緯)
- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) 詳細活動計画 (WBS等を活用)
- (エ) 専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
- (オ) 研修員受入れ実績
- (カ) 供与機材・携行機材実績 (引渡リスト含む)
- (キ) 合同調整委員会議事録等
- (ク) その他活動実績

注) (カ) のうち、引渡しリストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成期のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- 1) 森林モニタリングに係る現況調査報告書
- 2) ABSに係る現況調査 (Laboratory Work) 報告書
- 3) ABSに係る現況調査 (CHM) 報告書
- 4) TRIDOM 越境保護区管理現況調査報告書
- 5) 森林資源モニタリング強化のためのプログラム及び教材
- 6) Laboratory Workに係る強化マニュアル
- 7) CHM 推進のための能力強化マニュアル
- 8) 越境保護区管理 Reference Book

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

契約履行期間：2015年8月上旬～2020年8月上旬

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

約85M/M

##### （2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これを超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 総括／気候変動対策（2号）

イ 森林モニタリング（3号）

ウ 生物多様性保全

エ 業務調整/生計向上（生物資源利用）

##### （3）パイロットプロジェクト

パイロットプロジェクトの件数としては、2件程度の生計向上活動の実施支援を想定する。パイロットプロジェクト実施費用は年間2,000万円×5年間として見積もること。

具体的なパイロットプロジェクトの選定、実施に当たっては、コミュニティのニーズに沿った計画を策定することになることに留意する。

##### （4）現地研修、ワークショップ、セミナー等に係る経費

現地で実施する研修、ワークショップ、セミナーについては、年間600万円×5年間として見積もること。

##### （5）本邦研修に係る経費

本邦研修に関しては「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」に記載の研修実施業務を行う。経費については年間160万円×5年間として見積もること。

#### 3. 対象国の便宜供与

プロジェクトプロジェクトに当たって、一般的な情報提供等がCOMIFAC事務局及びパイロットプロジェクト対象国から得られる予定。



#### 4. 参考資料

- ・ガボン「持続的森林経営に資する国家森林資源インベントリーシステム強化プロジェクト」(2012-2017)

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1100582/index.html>

- ・ガボン「野生生物と人間の共生を通じた熱帯林の生物多様性保全プロジェクト」(2009-2014)

<http://www.jica.go.jp/oda/project/0802827/index.html>

- ・コンゴ(民)「持続可能な森林経営及びREDDプラス促進のための国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト」(2012-2017)

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1100636/index.html>

#### 貸与資料

- ・カメルーン「コンゴ盆地持続的森林経営・気候変動アドバイザー」(2011-2015)
  - ・カメルーン「コンゴ盆地森林生態系保全アドバイザー」(2011-2014)
- (連絡先：地球環境部 自然環境第二チーム 深澤晋作 03-5226-9538)

#### 5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- (1) 森林モニタリングに係る現況調査
- (2) ABSに係る現況調査 (Laboratory Work)
- (3) ABSに係る現況調査 (CHM)
- (4) TRIDOM 越境保護区管理現況調査
- (5) パイロットプロジェクトの詳細デザイン及び事業の実施

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

#### 6. その他留意事項

##### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

##### (2) 安全管理

COMIFAC 加盟国の中には治安上不安定な国も多数含まれることから、加盟国への移動に際しては事前に JICA カメルーン事務所へ申請し、承認を得ることとする。また、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、同事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関

に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、コンゴ民主共和国等紛争影響国における活動が必要となった場合、もしくは、安全管理基準の変更により、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合、随時協議のうえ、必要に応じこれを認めることとする。

### （3）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上